

公立大学法人首都大学東京
平成21年度 年度計画

平成21年3月

公立大学法人首都大学東京

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 年度計画の基本的な考え方 | 1 |
| I 年度計画の期間及び法人の組織 | |
| 1 年度計画の期間 | 2 |
| 2 法人の組織 | 2 |
| II 首都大学東京に関する目標を達成するためにとるべき措置 | |
| 1 教育に関する目標を達成するための措置 | 3 |
| (1) 教育の内容等に関する取組み | 3 |
| 【入学者選抜】 | 3 |
| 【教育課程・教育方法】 | 4 |
| ～学部教育における取組み～ | 4 |
| ～大学院教育における取組み～ | 6 |
| 【教育の質の評価・改善】 | 6 |
| (2) 学生支援に関する取組み | 7 |
| 【学修に関する支援】 | 7 |
| 【学生生活支援】 | 8 |
| 【就職支援】 | 8 |
| 【留学支援】 | 8 |
| 【外国人留学生支援】 | 9 |
| 【適応相談】 | 9 |
| 【支援の検証】 | 9 |
| 2 研究に関する目標を達成するための措置 | 9 |
| (1) 研究の内容等に関する取組み | 9 |
| (2) 研究実施体制等の整備に関する取組み | 10 |
| 3 社会貢献に関する目標を達成するための措置 | 10 |
| (1) 産学公連携に関する取組み | 10 |
| (2) 都政との連携に関する取組み | 11 |
| (3) 都民への知の還元に関する取組み | 11 |
| III 産業技術大学院大学に関する目標を達成するためにとるべき措置 | |
| 1 教育に関する目標を達成するための措置 | 13 |
| (1) 教育の内容等に関する取組み | 13 |
| (2) 教育実施体制等の整備に関する取組み | 13 |
| (3) 学生支援に関する取組み | 14 |
| 2 研究に関する目標を達成するための措置 | 14 |
| (1) 研究の内容等に関する取組み | 14 |
| (2) 研究実施体制等の整備に関する取組み | 14 |
| 3 社会貢献に関する目標を達成するための措置 | 14 |
| (1) 中小企業活性化に関する取組み | 14 |
| (2) 都民への知の還元に関する取組み | 15 |

IV 都立産業技術高等専門学校に関する目標を達成するためにとるべき措置

| | |
|-------------------------|----|
| 1 教育に関する目標を達成するための措置 | 16 |
| (1) 教育の内容等に関する取組み | 16 |
| 【実践的技術者の育成】 | 16 |
| 【東京工学の推進】 | 16 |
| 【9年間一貫のものづくり教育】 | 16 |
| 【教育システムの継続的な改善】 | 17 |
| (2) 教育実施体制等の整備に関する取組み | 17 |
| 【産業界と連携した実践教育】 | 17 |
| 【入学者選抜】 | 17 |
| 【複線的教育システムの確立】 | 17 |
| (3) 学生支援に関する取組み | 18 |
| 【学修支援】 | 18 |
| 【学生生活支援】 | 18 |
| 2 研究に関する目標を達成するための措置 | 19 |
| (1) 研究の内容等に関する取組み | 19 |
| 3 社会貢献に関する目標を達成するための措置 | 19 |
| (1) 中小企業活性化に関する取組み | 19 |
| (2) 都民への知の還元に関する取組み | 19 |
| (3) 東京の産業を担う人材育成に関する取組み | 19 |

V 東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学、東京都立短期大学に関する目標を達成するためにとるべき措置

| | |
|----------------------|----|
| 1 教育に関する目標を達成するための措置 | 21 |
| (1) 教育の内容等に関する取組み | 21 |
| (2) 学生支援に関する取組み | 21 |

VI 東京都立工業高等専門学校及び東京都立航空工業高等専門学校に関する目標を達成するためにとるべき措置

| | |
|----------------------|----|
| 1 教育に関する目標を達成するための措置 | 22 |
| (1) 教育の内容等に関する取組み | 22 |
| (2) 学生支援に関する取組み | 22 |

VII 法人運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

| | |
|------------------------------|----|
| 1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置 | 23 |
| 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 | 23 |
| 3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 | 24 |
| 4 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置 | 25 |

VIII 財務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

| | |
|------------------------------------|----|
| 1 外部資金等の増加に関する目標を達成するための措置 | 26 |
| 2 授業料等学生納付金に関する目標を達成するための措置 | 26 |
| 3 オープンユニバーシティの事業収支に関する目標を達成するための措置 | 26 |

| | |
|--|----|
| 4 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 | 26 |
| 5 資産の管理運用に関する目標を達成するための措置 | 27 |
| 6 剰余金の適切な活用による戦略的な事業展開に関する目標を達成するための措置 | 27 |
| IX 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するために とるべき措置 | 28 |
| X その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 | |
| 1 社会貢献に関する目標を達成するための措置 | 29 |
| (1) 産学公連携の推進に関する取組み | 29 |
| (2) 都政との連携の推進に関する取組み | 29 |
| 2 広報活動の積極的展開に関する目標を達成するための措置 | 30 |
| 3 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 | 30 |
| (1) 情報公開の推進に関する取組み | 30 |
| (2) 個人情報の保護に関する取組み | 30 |
| 4 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 | 30 |
| 5 安全管理に関する目標を達成するための措置 | 31 |
| 6 社会的責任に関する目標を達成するための措置 | 31 |
| (1) 環境への配慮に関する取組み | 31 |
| (2) 法人倫理に関する取組み | 31 |
| X I 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 | 32 |
| X II 短期借入金の限度額 | 32 |
| X III 剰余金の使途 | 32 |
| X IV 施設及び設備に関する計画 | 32 |
| （別紙） 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 | 33 |
| 1 予算 | 33 |
| 2 収支計画 | 34 |
| 3 資金計画 | 35 |
| 〔別表〕 法人の組織 | 36 |
| 1 教育研究組織 | 36 |
| 2 事務組織 | 38 |

平成21年度 年度計画の基本的な考え方

平成17年度から平成22年度までの6年間を計画期間とする中期計画を達成するため、平成21年度において取り組むべき事項を年度計画として定め、着実な事業展開を図る。

平成21年度は第1期中期計画の最終年度の前年度にあたることから、これまでの実績の分析・検証に基づき、全教職員が一丸となって、最終年度における中期計画達成に向けて取り組むとともに、次期中期計画期間（平成23年度から28年度）を視野に入れながら、大学改革の理念をより具体化し、大学の「強み」を一層高い水準へ押し上げ、改革を更に加速していく。このため、以下の取組みを進めていく。

【首都大学東京】

第一期卒業生を輩出したことから、特色ある基礎教育課程（基礎ゼミナール、都市教養プログラム他）、授業改善の取組み、学生の自己開発力の形成支援、オープンユニバーシティなど、これまで進めてきた様々な取組みについての実績を分析・検証し、大学の理念実現に向け、更なる取組みに向けて検討を進め、実施する。

また、都市教養学部経営学系における経済学コースの開設や、大学院システムデザイン研究科におけるインダストリアルアート学域の開設準備等を着実に実施するとともに、大学改革を進める仕組みの構築、研究環の設置、国際化の推進、行政支援に資する都市科学連携機構の展開など、平成20年9月に策定された「首都大学東京の将来像」の実現を図る。

【産業技術大学院大学】

これまで進めてきた様々な取組みについての実績を分析・検証し、大学の理念実現に向け、更なる取組みに向けて検討を進め、実施する。PBL教育、オープンインスティテュートなど特色ある取組みを積極的に展開していくとともに、高度専門技術者育成のため東京都立産業技術高等専門学校から産業技術大学院大学までの9年間のものづくり一貫教育システムの構築について、着実に実施していく。

また、本年7月に策定予定の産業技術大学大学院の将来像に基づき、本学が産業界のニーズを的確に捉え、魅力ある大学であり続ける仕組みについても更なる強化を図っていく。

【東京都立産業技術高等専門学校】

法人化後の新しい運営方法を一層定着させ、軌道に乗せるとともに、更なる取組みに向けて検討を進め、実施する。今後の発展に向けた確かな礎を築く。

また、高等専門学校から産業技術大学院大学までの9年間のものづくり一貫教育システムの構築をはじめ、大学との様々な連携についてより一層検討を進め、実施する。

【その他】

学生サポートセンター、産学公連携センター、都との連携施策など、学生サービスの提供や社会貢献を推進する取組みについては、これまでの実施状況を踏まえ、効果的・効率的な事業運営が行える体制整備等、一層の充実を図る。

上記諸課題の実施にあたっては、理事長・学長・校長が定める全体方針のもとに、経営審議会、教育研究審議会及び経営・教学戦略委員会などを活用し、教育研究組織及び事務組織が迅速かつ的確に方針を具体化し実施することにより、的確かつ円滑な法人・大学・高等専門学校運営の実現を図る。

I 年度計画の期間及び法人の組織

1 年度計画の期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

2 法人の組織

別表のとおりとする。

Ⅱ 首都大学東京に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容等に関する取組み

【入学者選抜】

○学部の入学者選抜

- ・アドミッション・ポリシーの受験者への周知を更に進めるため、入学者選抜要項等へ掲載する。
- ・推薦入学、アドミッション・オフィス入試の拡充のため、入試実績の検証、出願要件や選抜方法等の検討を継続する。
- ・ゼミナール入試の出願要件、特別選抜（帰国子女、中国引揚者等子女、私費外国人留学生）の出願要件や選抜方法を見直す。
- ・入試区分と入学後の成績、入試成績、各種アンケートの分析を充実させ、有効性の高い入試制度の確立に向けた検討を進め、入試制度の基本方針を策定する。

○大学院の入学者選抜

- ・これまでの実施結果に基づき、各研究科の特性に応じた選抜時期、選抜方法について工夫を図るとともに、全学的な方針等、中長期的な入試の質の向上を図るための検討を行う。
- ・これまでの実施結果を検証し、入学試験における事故防止体制の強化に努めるとともに、入学者選考の円滑な実施を進めるための工夫を図る。

○入試広報

- ・これまでの実施結果を検証し、学部・大学院の特性に応じ、より効果的な入試広報の実施に努める。
- ・各学部・学系、部局長の協力のもと、教員と事務職員の連携を強化し、以下の取組みを実施する。
 - ①オープンキャンパスや大学説明会の工夫
 - ・大学説明会については、引き続き企画の充実、タイムテーブルや会場案内などの工夫を図り、増加する来場者への対応を強化する。
 - ・オープンキャンパス参加者のアンケートに記載された高校に募集要項を送付する。
 - ②ホームページの充実
 - ・ホームページは、各種アンケート結果などを踏まえ、内容の見直し、見やすくする工夫、リンクの充実等を図る。大学説明会や入試に関する情報をわかりやすく掲載するとともに、引き続き合格発表についての改善を検討する。
 - ③高大連携の強化
 - ・高校訪問など、より良い高大連携のあり方について精査しつつ実施する。
 - ④進学ガイダンスへの積極的参加
 - ・過去の実施結果を検証し、内容の工夫を図る。また東京近県以外の地域でのガイダンスへの参加も検討する。
 - ⑤高校訪問の実施
 - ・過去の訪問結果や入試実績の検証に基づき、有力校を中心とした高校への戦略的な働きかけを継続する。また東京以外の高校へのアプローチを拡大する。

○高等専門学校との連携

- ・教育・学生交流など、高等専門学校との様々な連携策を協議し、実施可能なものから

順次行っていく。

【教育課程・教育方法】

～学部教育における取組み～

○大学の基本理念を実現するための取組み

①単位バンクシステム

- ・他大学との協定締結などにより、認定科目の拡大を図るとともに、利用者数の増加を目指す。
- ・単位認定の対象となる社会活動の拡大に向け、関係機関と調整を行う。
- ・長期履修制度について、引き続き各学部・系と各研究科のニーズ及び課題の整理を行い、制度導入に向けた具体的な検討を行う。
- ・知のキャリア形成支援委員会において、学生の自己開発力の育成を支援する講演会を開催する。その講演会を各部署の連携により、定着を図る。

②基礎ゼミナール

- ・各クラスに分かれての「基礎ゼミナール」については、20年度と同様にクラス人数の適正規模について検討を行う。
- ・部局長等の卓抜した人材を講師とし、都市文明講座（4月に全4回開講）の内容の充実に努める。
- ・基礎ゼミ部会や基礎ゼミ担当者による意見交換等を開催し、実施状況の検証を更に深め、学生の課題発見・問題解決能力やプレゼンテーション能力を高めるため、更に充実に努める。

③都市教養プログラム

- ・学生の履修の選択の幅を広げるべく行った、開講科目数・時間割配置を着実に実施する。また、さらなる改善を目指して、各学系枠に並ぶ科目編成の調整等、検討を行っていく。
- ・都市教養プログラムの改革を確実に実施し、更に学際的・総合的なものとなるよう検討を進めていく。
- ・成績評価の「申し合わせ」に基づき成績評価を行うよう、周知徹底を図り、授業改善を進めていく。

④実践的英語教育

- ・全学共通の必修科目（8単位ただし健康福祉学部は6単位）として、日本語教員及びNSE講師による実践英語科目（1年次対象各78クラス、2年次対象各69クラス）を合計588コマ開講する。
- ・障害学生のためにNSE講師による実践英語科目クラスを特別開講する。
- ・都市政策コースが2年次からコース設定されるため、コース変更した学生へきめ細かな履修相談を行う。
- ・英語教育分科会の統括のもと、引き続き英語教育プログラムをより安定的に行うとともに、NSE授業の充実に努める。
- ・適切な履修指導により各キャンパスに再履修クラスを開講する。
- ・入学時のクラス編成テストにより、適正なレベル別クラス分けを行う。また、履修相談等で学生からの意見聴取を行い、授業改善に努める。
- ・また、聴覚障害学生へのNSEの実践英語については、引き続き適切な対応を図る。
- ・授業評価の実施状況等を検証し、英語プログラムの充実に努める。

⑤課題解決型情報教育

- ・全学共通の必修科目（2単位）として「情報リテラシー実践Ⅰ」を、選択科目（2単位）として「情報リテラシー実践ⅡA」「情報リテラシー実践ⅡB」を開講する。なお、引き続き授業評価とその検証を行い、成績評価基準に基づいた成績評価の周知と徹底を図り、さらなる授業改善を実現する。
- ・「情報リテラシー実践Ⅰ」では南大沢キャンパスの再履修クラスを1クラス増やし、学生の選択肢を拡大させる。
- ・「情報リテラシー実践ⅡA」「情報リテラシー実践ⅡB」を、後期にそれぞれ13クラス、12クラス、計25クラス開講する。
- ・レディネス調査、授業評価等で授業内容を検証し、学生の情報リテラシー能力に対応した授業コースウェアの改善と工夫に努める。

⑥現場体験型インターンシップ

- ・これまでの実施結果を踏まえ、引き続き、履修申請・事前学習・実習・事後学習内容の改善を図り、学生の現場体験型インターンシップに対する意欲・モチベーションの向上を図る。
- ・健康福祉学部2年生以上で履修を希望する学生の便宜のため、履修説明会および事前学習の一部を荒川キャンパスでも行う。
- ・選択科目（2単位）として受入箇所約350箇所、受入人数850名程度で実施する。
- ・履修を希望する全学生の実習が実現できるよう、引き続き、都及び区・市・民間企業等の実習先を確保する。
- ・実習内容の見直しを図り、実習内容の質の更なる向上を図る。

○専門教育の充実

- ・次の点について、これまでの実績を踏まえ全学的な方針を定め、これに基づき、学部・学科・系・コースごとに具体化を図る。

①育成する人間像

- ②①に基づいた人材を育成するためにどのような教育内容・方法を工夫、実施していくかと、それをどのような段階を追って達成していくか

- ③専門的な知識の習得能力・洞察力・探求力の育成向上のための専門科目の構成・内容等の点検

○分散型キャンパスへの対応

- ・マルチキャンパス教育部会において検討を行い、各キャンパスが連携して効果的に教育成果をあげられるよう、教育学習環境の充実に努めていく。
- ・再履修クラスとして、荒川キャンパスで実践英語Ⅰおよび情報リテラシー実践Ⅰを開講する。
- ・また、履修説明会および事前学習を荒川キャンパスでも実施し、都市教養プログラムの履修環境を向上する。
- ・これまでの検討を踏まえ、遠隔教育の必要性に向けた議論についても引き続き行っていく。

○教育実施体制の整備

- ・教育の質の向上を図るため、「大学教育センター」を立ち上げる。
- ・学生の自宅学習等、単位の実質化を図るものとして、各分野の適性を見極めつつ、e-learningシステムの有効活用を図っていく。
- ・各学部・系との連携のもとに、教務委員会、基礎教育部会、マルチキャンパス部会等を中心として教育学習環境の改善を図っていく。
- ・老朽化した備品の更新について、東京都と調整しつつ、計画的に進める。

～大学院教育における取組み～

○大学院教育の充実

- ・次の点について全学的な方針を定め、研究科・専攻・系・専修ごとに具体化を図り、教育研究活動を着実に実施する。
 - ①育成する人間像
 - ②①に基づいた人材を育成するためにどのような教育内容・方法を工夫、実施していくかと、それをどのような段階を追って達成していくか
 - ③専門的な知識の習得能力・洞察力・探求力の育成向上のための専門科目の構成・内容等の点検

○高度専門職業人の養成

- ・社会科学系研究科法曹養成専攻や経営学専攻における人材の養成を進めるとともに、人間健康科学研究科看護科学域における専門看護師の育成や、がんプロフェッショナル養成プランに基づく医学物理士等の養成に努める。

○大学院における社会人のリカレント教育

- ・社会科学系研究科経営学専攻、理工学研究科、都市環境科学研究科地理環境科学専攻・都市システム科学専攻、人間健康科学研究科において夜間や土曜日の開講を行い、高度専門職業人の養成など社会人のリカレント教育ニーズへの対応の充実を図る。

【教育の質の評価・改善】

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）の拡充

全学のFD活動の充実を図るため、FD委員会において、以下の取組みを行う。

- ・「学士課程答申」について広く周知し、セミナー等でこれに対応する。
- ・各学部・系が実施する授業評価アンケートについて、引き続き技術やノウハウを提供するとともに、全学部・系の改善状況について委員会毎に情報交換を行っていく。
- ・FD講演会、FDセミナーの開催、FD委員会広報誌（クロスロード）、ホームページ等による授業改善に向けての周知・啓発を確実に推進させる。また、分散キャンパスに対しFDセミナー等の同時発信を可能とさせる。
- ・基礎教養科目に関する科目についての授業公開等について引き続き検討を重ねていく。
- ・都市教養プログラム、情報リテラシー実践Ⅰ、実践英語、基礎ゼミの都市教養科目群、及び基礎教養科目全般の授業評価の充実を図っていく。

○自己点検・評価（教育研究分野）の実施

- ・自己点検・評価委員会を中心に、教育研究分野の自己点検・評価を行い、認証評価に向けた自己評価書の作成に取り組む。あわせて、業務実績報告書の作成に伴う自己評価を行う。
- ・自己点検・評価結果はホームページなどで学内外に公表するとともに、自己点検・評価委員会及び教育研究審議会で改善策を検討し、教育現場に反映させる。

○第三者評価の実施

- ・平成22年度に認証評価機関による評価を受審するため、必要な学内体制を整備し、自己評価書の作成をはじめ、評価への準備を進める。

○成績評価基準の作成

- ・基礎教育部会において成績評価基準を策定した「都市教養プログラム」、「基礎ゼミナ

ール」、「情報リテラシー実践Ⅰ」、「未修言語科目」等については、指針に基づいて成績評価を行うよう周知・徹底を図る。また、成績評価分布の実態を公表し、検証を行っていく。

- ・これらの結果を踏まえながら成績評価の考え方について検討を進め、さらに全学的な共通認識が得られるよう努めていく。
- ・専門教育科目について、これまでの実績を踏まえ、各学部における成績分布状況の分析など、成績評価の一層の改善に向けた取組みを進める。
- ・各学部等は、専門教育科目について、学生からの成績評価に関する問い合わせに対し、正確性と公平性を担保するための対応措置を引き続き実施する。

○情報の公表

- ・自己点検・評価結果等、教育に関わる情報について、ホームページなどを活用して、積極的に公表する。

○教育改革支援プログラムへの応募

- ・国が推進する教育改革支援プログラムに積極的に応募する。

(2) 学生支援に関する取組み

○学生サポートセンター機能の充実

- ・学生サポートセンター及び各キャンパス教育研究組織の連携を図り、マルチキャンパスにも対応した学生中心の支援体制を強化する。
- ・既存事業のデータの集計・分析、各種調査を活用し、社会状況、学生ニーズに対応したサービスの向上に取り組んでいく。
- ・すべての学生が有意義な学生生活を円滑に送るとともに、進路を主体的に決定できるよう、キャリア形成分野教員、学修カウンセラー、学生委員会、教務委員会委員等の連携により指導・支援を行う。具体的には、各部局の協力を得ながら、知のキャリア形成支援委員会にて、学生の自己開発力の育成を支援する講演会を試行的に開催する。
- ・これまでの実施状況を検証し、目標設定に悩む学生に対して、履修相談・就職支援・適応相談・教員のオフィスアワーなどによるきめ細かな指導・支援の充実を図る。

【学修に関する支援】

○履修相談体制の整備

- ・これまでの実施状況を検証し、履修相談・個別指導の機会を積極的に設け、学生からの相談に確実に対応できるよう相談体制を強化する。
- ・学生が自ら描く将来像に向かい、目的意識をもって学修に臨めるよう、各窓口・教員・大学教育センター・学修カウンセラー・保健室等の全学的な連携体制のもとで、履修相談や進路選択などについてきめ細かな指導・支援を行っていく。
- ・各学部等は、これまでの実施状況を検証し、教員のオフィスアワーなど様々な機会を捉えて、学修に関するきめ細かな指導・支援の充実を図る。

○図書情報センターによる学修支援

- ・全学的に必要なデータベース、電子ジャーナルの把握に努め、整備・充実するとともに、データ活用のための講習会を実施するなどして効果的な運用を図っていく。
- ・平成19年度策定の「蔵書点検計画書」に基づき、本館、日野館、荒川館及び法学系図書室の蔵書点検を行う。
- ・貴重資料等の保存性を高めるため、マイクロ化を推進する。

- ・機関リポジトリの実現に向けた研修や各種講習会を含め、スキルアップに必要な専門研修等に積極的に参加させる。
- ・職員に対する職場内研修を充実するなどして司書等の資質を高め、図書情報センターの機能強化に繋げる。
- ・オリエンテーション、出張セミナー、講習会、講演会等の情報リテラシー教育を実施するほか、ホームページによる利用者教育の充実を図る。
- ・都立図書館、各種相互協力館及び法人内の図書館との連携を進めていくほか、国公立大学図書館とも協議会等を通して連携・協力し、学術情報提供の充実を図る。
- ・利用者教育や施設環境に関するアンケート調査を実施するほか、「利用者の声」等から利用者ニーズを把握して業務改善を進め、図書情報センターの機能強化を図る。

【学生生活支援】

- ・医務室の体制を確立し、各キャンパスと連携した健康相談等の学生支援の充実を図る。
- ・学生が必要とする情報を提供できるようホームページの充実を図る。
- ・大阪府立大学戦（東京開催）については、競技への応援参加呼びかけを行い、大会を盛り上げるよう体育会と協力して行う。
- ・校歌については、CDを製作するなど、普及、活用を図る。
- ・学業成績、スポーツ・文化活動において優秀な成果を収めた学生を表彰し、学生の勉学、課外活動における意欲を高める支援を行っていく。
- ・学業成績優秀な大学院生が研究に専念できる環境を整えていく。

【就職支援】

- ・第一期学部卒業生の進路状況を踏まえ、就職課と各学部・研究科との連携を図りながら、学生のニーズに応えた各種就職支援行事を実施するとともに、学生一人ひとりの能力、適性に十分配慮したきめ細かな支援を、各キャンパスにおいて実施していく。
- ・特に、就職課と各キャンパスとの連携を高め、各キャンパスのニーズに応じた就職支援を行うよう取り組む。
- ・卒業後の進路について100%の把握を行う。
- ・就職、進学等を希望する学生の就職・進学率 100%を目指し、個々の学生の希望を尊重した指導を行っていく。
- ・教員、学修カウンセラー及び学生サポートセンターが連携し、就職ガイダンスなど各種プログラムを共同で実施する。
- ・就職支援行事開催に当たり、同窓会、the Tokyo U-club と十分な情報交換を行い、効果的に実施する。
- ・卒業生との紐帯を強固にする組織体制の整備を進める。
- ・首都大学東京の卒業生に対する追跡調査を行い、就業状況等を把握する仕組みの整備を図る。

【留学支援】

- ・全学横断的な国際戦略・国際交流を行う部署である「国際センター」を設置し、留学を希望する学生に対する支援の充実を図る。
- ・大学院学生の研究交流も含めた継続的な国際交流を推進するため、アジア諸都市の大学と大都市の課題について共同研究を進める中で交流協定を締結するなど、海外の大学や研究機関と国際学術交流協定の締結を積極的に進めていく。
- ・「国際センター」において、留学先との交流が継続・発展するための仕組みについて検討を開始する。

【外国人留学生支援】

- ・ 全学横断的な国際戦略・国際交流を行う部署である「国際センター」を設置し、外国人留学生に対する支援の充実を図る。
- ・ アジア人材育成基金により首都大学東京に受け入れる留学生の生活支援を引き続き行っていく。
- ・ 「国際センター」において、引き続き外国人留学生のニーズを的確に把握し、支援の質の向上に取り組む。
- ・ 引き続き、外部講師による外国人留学生向け就職ガイダンスを実施し、外国人留学生の就職支援を行う。
- ・ 「国際センター」において、外国人留学生に対する日本語学習支援・日本事情教育の充実を図る。
- ・ アジア人材バンクを活用してアジア諸都市との人的ネットワークを形成するとともに、「国際センター」において、支援体制等について検討を開始する。

【適応相談】

- ・ 引きこもりや鬱状態の問題に加え、発達障害や性同一性障害などの障害を含めた新傾向の問題に対応できるカウンセリング活動を強化していく。
- ・ 自他を危険に陥れる問題行動に対応すべく、連携と啓発のためのコンサルテーション活動を強化して、本人も含め学生生活の安全な環境を守る。
- ・ 学内の、学生、教職員の関心と要望に合わせ、社会適応力、人間力の向上に役立つような知的刺激を提供すべく、ワークショップやセミナーなどを実施する。
- ・ 各キャンパスの学生支援の状況などに関する情報交換をさらに推し進め、複数キャンパスで生活する学生へのサービスを向上させる。

【支援の検証】

○定期的かつ継続的な検証

- ・ より効果的なアンケートの実施へ向け、各部署の連携により検討する。
- ・ これまでの支援内容の検証、学生ニーズをもとに、支援策を検討し実施する。
- ・ 学生サービスの向上のため、学生食堂の改善等について、検討を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の内容等に関する取組み

○研究の方向性

- ・ 教員一人ひとりが、中期計画期間中に確実な成果を実現することを目指し、それぞれの専門分野における研究を推進する。その際、大学の使命及び学術の体系化の双方を意識する。
- ・ 大都市の課題解決に資するため、先端的、学際的研究に取り組むとともに、長期的視野に立脚した課題に取り組む。
- ・ 戦略研究センターにおいて、プロジェクト型任用教員を中心とした大学の強みとなり得る重点的・戦略的研究を推進するとともに、この間の研究成果の公表を進める。
- ・ 研究環を設置し、研究拠点の形成を目指す。
- ・ 東京都の試験研究機関や他大学などとの共同研究・共同プロジェクトを推進し、大都市の諸問題の解決に貢献する。

○海外の研究機関との連携

- ・引き続き、海外の大学や試験研究機関との連携を推進するほか、「10年後の東京」への実行プログラム2009で計画されている「アジアの将来を担う高度な人材の育成」事業に基づき、アジア大都市ネットワーク21やアジア人材バンクを活用して、アジアをはじめとする世界の都市問題の解決に貢献する。
- ・「首都大学東京の将来像」において打ち出した、全学横断的な国際戦略・国際交流を行う部署としての「国際センター」を創設する。

○研究成果の社会への還元

- ・学術論文の発表、学会活動、オープンユニバーシティでの講座の提供等により、研究成果を幅広く社会へ発信する。
- ・産業界や東京都をはじめとする自治体、地域社会等との連携を積極的に進め、研究成果を広く社会に還元する。
- ・社会への発信、還元の実績をとりまとめる。

○研究成果の評価

- ・一般財源研究費の研究成果の評価の実績を踏まえ、更なる評価制度の充実に向けた取組を進める。

(2) 研究実施体制等の整備に関する取組み

○研究環境の支援

- ・設定された重点研究分野の研究に対し、必要な研究環境の支援を行う。

○研究者の相互交流

- ・国内外の大学、研究機関等との間で、研究者の相互交流を行う。

○研究費の配分

- ・研究費の効果的・戦略的な配分を実施するため、これまでの実績を踏まえ、配分内容の検証を重ねて行く。

○外部資金の獲得

- ・都市科学連携機構を活用した大型プロジェクトの展開など、行政との地域連携を一層推進するとともに、企業等との共同研究や国の競争的資金獲得のための情報提供など、支援体制を強化する。
- ・科学研究費補助金については、情報提供及び申請支援体制の充実・改善に取り組む。
- ・「研究費不正防止計画」に基づき各部局で不正防止の取組を進めるとともに、旅費制度の見直しなど研究費の不正防止体制の強化を図る。
- ・企業等との共同研究推進のための大型外部資金受入研究施設について、平成21年度の完成を目指す。
- ・引き続き、各教員は積極的に外部資金獲得を進める。
- ・平成22年度科学研究費補助金の申請に当たっては、部局ごとの取組を進めるとともに、「研究計画調書作成マニュアル」を作成、配布するなど、研究計画調書の質の向上、教員数を上回る申請件数を目指す。

3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 産学公連携に関する取組み

○産学公連携の強力な推進

- ・キャンパス毎の研究特性を踏まえ、都市科学連携機構の大型プロジェクトの推進、ならびに、コーディネータ活動の充実させ、共同研究などの契約件数300件を目標とする。

○産学公連携の共同研究等を推進する方策

- ・都との連携事業を含め戦略的事業推進が可能となるよう、産学公連携プロジェクトの内容充実を図る。

(2) 都政との連携に関する取組み

○都との連携事業の推進

- ・平成21年度に事業化された事業を着実に実施するほか、一層の連携強化に向けて各局との調整を図る。また、都市科学連携機構による各局との連携を強化していく。

○都の試験研究機関や博物館・美術館との連携

- ・都庁各局及び監理団体等、そして国の省庁、区市町村との連携講座を充実すると同時に、その定着化・シリーズ化を図るべく具体化を検討する。
- ・都市科学連携機構において立ち上げた東京都立産業技術研究センターとの連携事業を着実に実施する。また、その他の試験研究機関等との連携事業も引き続き実施していく。
- ・東京都歴史文化財団との連携協議会の開催等により、文化施設の担当者と関係コース教員との交流や、授業等での学生の文化施設利用等、都の文化施設との連携・協力を進める。

(3) 都民への知の還元に関する取組み

○生涯学習、継続学習のニーズへの対応（オープンユニバーシティ等）

- ・300講座程度の開講を基本とし、講座数の充実を図るとともに講座内容の向上に取り組む。
- ・都や区市町村そして国との連携講座、行政職員向け研修支援のための講座および産学連携講座などの充実を図るとともに、社会人の学びなおしを支援する講座の充実を努め、受講者数の拡大を図る。
- ・OU独自の単位制度を見直し、40単位を取得すると「称号・OUマイスター」を付与表彰するよう、受講環境の整備を行う。
- ・認定看護師教育課程等の社会人教育プログラムを開設する。

○日本語教育講座等の開設（オープンユニバーシティ）

- ・これまでの試行結果等を踏まえて、日本語遠隔教育システムのさらなる利活用を検討する。

○オープンユニバーシティの都心展開

- ・引き続き飯田橋キャンパス（東京区政会館）を中心に講座を展開する。

○オープンユニバーシティの講座の定期的な改善・見直し

- ・受講者から講座ごとにアンケートを取り、要望を講座運営に反映させると同時に、講師からのアンケートを実施して、講座の内容を充実させていく。
- ・応募者（数）が一定の基準に満たない講座の内容を個別に検証し、再企画として開設することを講師、担当者の共同で実施していく。また開講基準（最低開講受講者数等）

- を作成し、内外の講師に周知・徹底する。
- ・講座ごとにきめ細かい運営を実施する。

○一般開放・学術情報の発信（図書情報センター）

- ・都民開放を着実に進める。
- ・機関リポジトリ実現に向けた教員、図書館職員及び関係部署職員を構成メンバーとする「準備委員会」を立ち上げる。

Ⅲ産業技術大学院大学に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容等に関する取組み

○専門的知識を有する学生の確保

- ・プレスクール制度の検討など一定の専門的知識を有する学生の確保に向けた入試方法等の改善を進め、あわせて効果的な広報を行う。
- ・A I I T単位バンク制度や履修証明プログラム等の活用を通じて、専門的知識を有する社会人学生の確保に努める。
- ・学生アンケート等を分析し、的を絞った効果的な広報活動により優秀な学生を確保する。
- ・マンスリーフォーラム等を実施し、情報アーキテクチャ専攻の知名度向上を図る。
- ・引き続きデザインコンテストを実施し、創造技術専攻の知名度向上を図る。

○実践型教育の推進

- ・高度で専門的な理論や知識について、独創的で徹底した教育を担保するため、全学的なFD活動を実施する。
- ・業務遂行能力（コンピテンシー）の獲得に向け、PBL教育を実施する。
- ・情報アーキテクチャ専攻では、平成20年度の実施結果を分析して実施するとともに、その内容の充実を図る。
- ・創造技術専攻では、平成20年度に新たに設定した業務遂行能力（コンピテンシー）の獲得に向け、PBL教育を本格的に実施する。

○継続的な教育の質の向上

- ・FDフォーラムの開催等により外部有識者や産業界等の意見を取り入れ、全学的なFD活動を実施する。
- ・平成20年度に引き続き、文部科学省「高度専門職大学院等における高度専門職職業人養成教育推進プログラム」に取り組み、教育の質を保証する効果的なFDを推進する。
- ・分野別認証評価に向けた取組みを進める。
- ・平成20年度運営諮問会議答申を受け、カリキュラム検討など教育内容の充実に向けた取組みを進める。
- ・情報アーキテクチャ専攻では、学修目標の達成度を図る指標として、改正された情報処理技術者試験等の活用を検討する。
- ・創造技術専攻では、学修ポートフォリオの活用を含め学修目標の達成度を測る指標について検討する。
- ・また、創造技術専攻では、平成22年度のカリキュラム体系の見直しに向けた検討を進める。

(2) 教育実施体制等の整備に関する取組み

○企業や他大学との連携

- ・運営諮問会議参加企業の協力を得て、遠隔講義の実施に向けた取組を進める。
- ・連携協定を締結している専門職大学院等と連携し、教育研究の高度化を進める。

○最新技術の動向に対応する実務家教員の確保

- ・必要に応じ、産業界の現状や最新技術の動向等に精通した非常勤講師等を採用するな

ど、教育の多様化を進める。

- ・認定登録講師の更なる活用に努める。
- ・特別研究期間制度（サバティカル）の運用を開始し、教員が産業界の最新事情や最新技術に通じ、研究能力の向上につなげる。

○東京都立産業技術高等専門学校との連携

- ・東京都立産業技術高等専門学校と連携して、効果的な9年間の一貫した教育体系作りについて、更に検討を進める。

(3) 学生支援に関する取組み

○学習環境の整備

- ・教育環境の更なる充実のため、必要な設備やシステム等の導入を進める。
- ・社会人学生の通学を支援するため、遠隔講義の実施に向けた取組みを進める。

○柔軟な学習時間の設定と学習支援

- ・キャリア開発支援委員会の活動を中心として学生サポートセンターと連携し、就職情報の提供、キャリア説明会やキャリア相談会など、学生の多様性に対応した、きめ細かいキャリア開発支援の充実を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の内容等に関する取組み

○IT及び創造技術分野における研究の推進と付加価値の創造

- ・専門職大学院にふさわしい教育の質を保証するため、教育方法等の更なる改善を進めるとともに、その成果の発信を行う。
- ・東京都や運営諮問会議参加企業等と連携して、プロジェクト素材の開発に努める。
- ・研究成果から新たな付加価値を創造し、商品化に結びつける開発型研究を推進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する取組み

○現場ニーズと最新技術の反映

- ・運営諮問会議をはじめとする産業界との連携を通じて、現場ニーズや最新技術を取り入れていく。

○産学公連携センター等との連携体制の構築

- ・オープンインスティテュートと産学公連携センターの役割分担を踏まえながら、企業等とより効果的に連携できる体制の構築を進める。
- ・東京都のシンクタンク機能の一翼を担うため、A I I T産業デザイン研究所の充実を図る。
- ・東京都産業労働局や総務局情報システム部等との連携について拡充を図る。
- ・地域産業の振興に貢献するため、引き続き自治体等との連携を進める。

3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 中小企業活性化に関する取組み

- ・大学院教育のほか、オープンインスティテュート開設講座、A I I T産業デザイン研

- 研究所の取組、履修証明プログラムの提供等を通じ、中小企業の活性化に貢献していく。
- ・東京都との連携事業を通じ人材育成を進め、都の産業振興等へ貢献していく。
 - ・また、行政や産業界との連携体制の構築により、共同事業や共同研究を進めていく。

(2) 都民への知の還元に関する取組み

- ・A I I Tマンスリーフォーラム等これまで取り組んできた企業ニーズに応えた事業に加え、自治体と連携した各種事業を引き続き実施するなど、都民への知の還元を拡充、強化していく。